

平成28年第5回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成28年8月26日(金)			
招集場所	天塩町役場 3階委員会室			
開閉日時 及び宣告	開 会	平成28年8月26日(金) 午前10時00分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
	閉 会	平成28年8月26日(金) 午前10時20分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 10名 欠席 0名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名		出欠別
	1	満 保 豊		●
	2	谷 村 敏 彦		○
	3	奥 山 稔		○
	4	佐 藤 博 幸		○
	5	山 本 俊 栄		○
	6	吉 田 謙 司		○
	7	湯 澤 敏 孝		○
	8	鎌 田 英 樹		○
	9	安 川 和 範		○
	10	黒 川 益 毅		○
	11	宍 戸 栄 一		○
議事録署名委員		議席番号	5番 山本 俊栄 6番 吉田 謙司	
職務のため議場に出席した者の職氏名		事務局長	鎌 田 剛	
		総務係長	井 上 剛	
		主 事	佐 藤 健 人	

平成28年度第5回天塩町農業委員会総会

- 議長 ただ今の出席委員は9名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから平成28年度第5回天塩町農業委員会総会を開催します。
- 議長 これから本日の会議を開きます。
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、5番 山本俊栄君、6番 吉田謙司君を指名します。
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間とした
と思います。これにご異議ありませんか。
- 全員 異議なし。
議長 異議なしと認めます。
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。
- 議長 それでは議事に入りたいと思います。
- 議長 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と
します。
- 議長 事務局より内容の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農地法第5条による許可申請につい
て」ご説明申しあげます。
- 事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許
可申請について」ご説明申しあげます。
別記第2号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。3ページをご
覧ください。
貸主は 氏、借主については、 となっております。土地につい
ては、字川口 番 外1筆となっており、転用面積は、13,172.25㎡となっ
ております。転用目的は砂採取で、工期は平成28年10月1日より平成29年9
月30日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっ
ております。
農地の区分についての判断ですが、農振農用地区域内農地であります。3年
以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えてお
ります。
農地転用に関する許可基準から見た意見につきまして、資力及び信用につい
ては、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況につきましては、地権者および利用者の同意があるため問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

5 ページから 25 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 　　ただいま、事務局より説明のありました農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について質疑を行います。

吉田委員 　　転用後の復元について、牧草畑にして復元完了なのか、また、転用後 2 年後 3 年後について、農地として使っているのかを確認はするのか。

議 長 　　畑として復元となるので、その後、デントコーンや麦などを植えても問題はないのでは。

佐藤委員 　　播種については契約によるが、転用後と言うのは整地しているとしても畑が柔く締まっていなくてトラクターが入るのは厳しい。2 年くらい経つと土地も締まってくるので、転用後どうしても期間が必要になる。

事務局 　　2 年後、3 年後に畑として利用しているかは農地パトロールの際に、確認しています。

吉田委員 　　分かりました。

議 長 　　他にありませんか。

全 員 　　ありません。

議 長 　　質問なしと認めます。

議 長 　　お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員 　　異議なし。

議 長 　　異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長 　　次に、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」を議題とします。

整理番号 10-1 から 10-3 につきまして事務局より内容の説明を求めます。

事務局 　　ただいま議題となりました議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申し上げます。

所有権移転の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。27 ページをご覧ください。

(奥山委員入室)

整理番号 10-1 についてであります、 氏から 氏に所有権移転

事務局

をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、28 ページ、29 ページをご覧ください。

次に整理番号 10-2 についてであります、 氏から 氏に所有権移転をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、28 ページ、30 ページをご覧ください。

次に整理番号 10-3 についてであります、 氏から 氏に所有権移転をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、28 ページ、31 ページをご覧ください。

なお、今回の案件につきましては全て贈与の案件となっております。事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 10-1 から 10-3 の所有権移転の質疑を行います。

谷村委員

さんと さん、 さんと さんの所有権の移転は移転先の隣接地になってるの。

事務局

それぞれ移転先の隣接地です。

谷村委員

分かりました。

議 長

他にありませんか。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第 3 号「農地パトロールの実施」についてを議案と致します。事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 3 号「農地パトロールの実施について」ご説明申しあげます。

先月の総会においてお知らせしておりました、農地パトロールにつきまして、34 ページの日程のとおり実施することとなりました。

今回も中山間直接支払制度事務局、農業振興地域担当、税務部署の固定資産税

担当と合同で、現地確認とともに巡回を実施したいと考えております。

案内文につきましては、33 ページ、日程表でございますが、34 ページに添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました農地パトロールの実施について質疑を行います。

山本委員

農地パトロールの耕作放棄地について何年経っていれば耕作放棄地になるのか。

事務局

1年です。

佐藤委員

1年といっても、水に浸かって刈れないなど理由があって刈れない農地もあるだろうから、一概に耕作放棄地にと言うのは感覚としては違う。明らかに何年も手をかけていない農地は耕作放棄地になると思うが。

山本委員

甜菜をやめたところの農地が耕作放棄地化する懸念がある。農業委員会として指導していく必要があるのではないか。

事務局

耕作放棄地が発見された場合、指導等をしていく事になります。

議 長

他にありませんか。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり実施することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案の日程のとおり実施いたします。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

以上をもちまして平成28年度第5回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成28年 8月26日

署名委員

(5 番) 山本 俊栄 (印)

(6 番) 吉田 謙司 (印)